

## 第12回熊本市空家等対策協議会議事録

- 1 日時：令和5年(2023年)11月28日(火) 14:00～15:30
- 2 場所：熊本市教育センター 2階中研修室
- 3 出席者：別添のとおり
- 4 報告・議事

【報告】前回の熊本市空家等対策協議会について

【議事】熊本市空家等対策計画改定(素案)について

### 5 配布資料

- ・席次表
- ・委員名簿

【報告・議事資料】

- ・資料1 前回の熊本市空家等対策協議会について
- ・資料2 熊本市空家等対策計画改定(素案)本編・資料編
- ・資料3 熊本市空家等対策計画改定(素案)概要版

### 6 議事録

< 開会 >

【司会】

只今より、第12回熊本市空家等対策協議会を開始いたします。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席賜りまして、大変ありがとうございます。本日の司会は空家対策課の古賀が務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それではまず配付資料の確認をお願いいたします。本日お手元にはまず次第と席次表、委員名簿があります。報告資料としまして、資料1 前回の熊本市空家等対策協議会について、議事資料としまして、資料2 熊本市空家等対策計画改定(素案)の本編・資料編、資料3 熊本市空家等対策計画(素案)概要版があります。参考資料としまして、A4判1枚で、第5章 空家等対策の方向性と具体的取組についてとなります。また、お手元には、前回協議会でご意見をいただきました当課で作成しました「我が家の終活手帳」を置かせていただいております。お手元のファイルにつきましては、熊本市空家等対策計画の現計画等の関連資料を閉じております。特に関係するところとしましては、国の動向や法改正に絡むところ、前回の協議会でご審議いただきました骨子案について入れております。今のところで、資料等に不備等はありませんでしょうか。このファイルは会議後、回収させていただきます。

それでは、本協議会は、熊本市空家等対策協議会運営要綱第9条に基づき、公開で行っております。

傍聴の方につきましてはお手元にあります傍聴権の記載事項を確認いただきますようよろしくお願いいたします。また傍聴者は発言出来ませんのでご意見がある場合は、受付の際にお渡ししました用紙に記入いただき会議終了後に事務局にご提出いただきますようお願いいたします。

本日、原委員が少し遅れられるというご連絡をいただいておりますので、現時点で18名中12名のご参加をいただいておりますので、半数以上参加いただいているということで、要綱の第6条第3項に基づき、この協議会が成立していることをご報告させていただきます。それでは会次第に沿って進めさせていただきます。

< 挨拶 >

【司会】

次第2の挨拶になります。事務局を代表いたしまして、熊本市都市建設局住宅部の東野が挨拶を申し上げます。

【東野住宅部長】

第12回熊本市空家等対策協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、本日、大変お忙しい中、本協議会へご出席賜り、誠にありがとうございます。先日、11月17日になりますが、国から、今年6月に公布されました改正空家法の施行日が来月12月13日に決定したことが報道発表されております。本市としても、法改正の内容を踏まえて、空き家の活用や管理等をより促進していくために計画の改定に取り組んできたところです。

今年9月に開催しましたこの協議会では、計画改定の骨子案について説明をさせていただきました。委員の皆様から、地域との連携や補助制度のあり方など、様々な意見をいただいたところです。

本日は、いただきました意見を踏まえて作成しました計画改定の素案について、この後、事務局からご説明させていただきます。皆様からのご意見をいただきまして、最終案へ繋げていきたいと考えております。

それぞれの専門的なお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、安心な暮らし、良質な住まい住みやすいまちの実現に向けて、お力添えを賜りますようお願いいたしましてご挨拶をさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

< 議長選出 >

【司会】

続きまして次第3の議長選出に移らせていただきます。本日、議長である市長が別公務のため欠席ですので、運営要綱第4条第2項及び第6条第2項において、会長がやむを得ず欠席する場合には副会長が議長をすることと規定しております。よって今回の議長は、田中副会長にお願いすることになります。田中副会長どうぞよろしくお願いいたします。

【田中副会長】

よろしく申し上げます。

【司会】

続きまして次第4、議事録の署名者指名に移ります。

本日の議事録についての署名者の指名をさせていただきます。運営要綱第11条第3項により、署名者は議長及び議長が指名する委員2名となっておりますので、本日の議長として田中副会長よりご指名をお願いいたします。

【田中副会長】

須本委員と、榮委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【須本委員・榮委員】

はい。

【司会】

どうぞよろしくをお願いいたします。

それではこの後の進行につきましては議長である田中副会長をお願いいたします。

【田中副会長】

改めましてよろしく申し上げます。

次第に沿って進めていきたいと思いますが、早速ですが次第5の報告、議事に移りたいと思います。それぞれ1件ずつございますので、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

事務局より説明いたします。

-説明（略）-

【田中副会長】

このことについて委員の皆様からご意見などありましたら挙手の上、よろしく申し上げます。

【原委員】

基本方針1「予防」の3「空き家の老朽化防止のための施策の拡充」の(3)「管理不全空家等、特定空家等になる前の段階での除却の促進」については新規ということで、趣旨としてはD・Eランクのものだけではなく、AからCランクの空き家を対象とした除却に関して補助検討されるということでよろしいのでしょうか。その際の財源といいますか予算方針について、ご説明いただければと思います。

【事務局】

新規の取組みとして、特定空家等・管理不全空家等になる前の段階での除却補助を検討しており、令和6年度の当初予算の要求をしている段階です。今の段階では予算確保出来たとはいえませんが、努力している状況です。

【大久保委員】

既存の除却制度は市内全域が対象と思いますが、例えば、今回の新規の補助制度の検討の際に、居住誘導区域やハザードマップなどを組合せながら対象区域等を検討するのか、それとも地域差を設けず全域を対象とするのか、今のところの考えをお聞かせ願えればと思います。

【事務局】

今の段階では、市域全体として考えております。その他、例えば耐震性がないものや相続したものを対象にするなどは考えているところです。

【大久保委員】

それも一つの方向性かと思いますが、今後人口減少の中で、居住誘導や危険地域からの移動ということを考えると、将来的には何らかの地域や条件というのを検討されていく方が良いと思います。ひとまずは全域というところで理解しております。

【事務局】

補足になりますが、その件に関して基本は全域という考え方ですが、本編38ページに「都市政策との連携」というところがございまして、居住誘導区域に関する内容を盛り込ませていただいています。リフォーム補助や区域内への移住や定住等に対する空き家活用の支援に対してインセンティブを設けるなどの検討を行うことを考えているところです。

【田中副会長】

「都市政策との連携」など、基本方針4「連携体制の強化」による1から3の基本方針の後押しが示されたと思うのですが、これによって1から3の基本方針がどういう形で後押しされたり、何か実効性を増していくのかという辺りを、もう少し丁寧に説明した方が良いと思います。今の「都市政策との連携」の他に、この「連携体制の強化」によって、方針1から3がどのように機能的になっていくのか、実効性を増すのかという辺りを補足してもらってもよろしいでしょうか。

【事務局】

今の段階で「連携体制の強化」というところで考えている取組につきましては、「地域との連携」というのも考えておりまして、まずは地域に私共が出向いて啓発を行い、空き家対策について課題のある地域について、専門家の派遣であるとか、空家対策の地域活動に支援

を行っていくというところでは。また、庁内で空家対策会議を設けておきまして、その中で関係部局と連携して指導方法の強化や「民間団体との連携」として空き家対策研究会という会議体の中で、どうやって支援していけるのか、地域の相談員を置くなどの連携強化を考えているところがございます。

**【田中副会長】**

そうすると、資料3（概要版）の6ページの右の図（基本方針ごとの施策の方向性と具体的取組み）がありますが、今話された「地域との連携」や「庁内連携」、「民間団体との連携」が、どういう形で基本方針1から3に繋がっていくのか、後押しというものをどのように繋げていくのかということ、少し書かれた方が良くはないかなと思ってるのが一つです。

それと、8ページのアウトプット指標の表がございまして、成果指標の「連携体制の強化」の目標値が今、地域への活動支援数だけしか書かれてないので、今話されたような庁内連携の何かしらの数なのか、あるいは民間との連携の何か成果なのか辺りを加えられた方が良くはないかと思えます。全部繋がっていくことですので、その辺は説明を聞いて思いました。

**【植村委員】**

今のお話にも関わってくるのですが、老朽化した家屋を前もってきちんとして、子育て中のご家庭の役に立ててほしいというような声が上がっております。具体的な例としては、子育て中の今困ってらっしゃるご家庭がたくさんあると聞いておりますので、是非子ども・福祉部局などと連携し、子ども食堂などの用途として提供していただけるならば、地域活性化の一助にもなろうかと存じますので、そのような方向性を持って進んでいただけたらという想いがございます。

**【田中副会長】**

そのような具体的な例も含めてその連携というものをどのようにしていくのかという辺りをもう少し書かれた方が良くという意見です。

**【事務局】**

先程の後押し体制につきましては、概要版の7ページ（2）「総合的な空家等対策の実施体制」に書かせてもらっていますが、少し分かりにくい表現という感じはしますので、この辺をまた分かりやすくしていきたいと思えます。

**【田中副会長】**

これは連携の体制を書かれているので、その体制をベースに何をやっていくのかといいますか、基本方針の予防や利活用とか適正管理にどのように繋がっていくのかというアク

ションの部分も書かないと、体制だけ作ってもと思いますので、そのことを申し上げたわけです。

【事務局】

新たにそういう連携イメージ図をもう少し工夫してみたいと思います。また植村委員からありました子育て世帯につきましては福祉の法律も変わったということを私共も伺っておりまして、子育て支援には注目しているところであります。例えば、先程おっしゃいましたことは空き家の利活用に繋がると思いますので、地域で空き家をリフォームして子ども食堂にしたいとかいうことであればリフォームの補助など、そういうことが出来ないか、今回計画の中の地域や市内の連携という部分で検討を進めてまいりたいと考えているところです。

【田中副会長】

成果指標に関してはいかがですか。

【事務局】

成果指標に関しましては、今設けている指標で進めさせていただき、毎年度検証・報告をしてまいりますので、その中で、新たに指標を設ける必要がある場合には取り組んでいきたいと思います。

【田中副会長】

それはもう少し、予め設定して欲しい気がします。この協議会では以前から連携ということに凄く取り組んでくださいという意見が強かったのでそれをきちんと評価するような指標をおいおいではなく初めから設定していただきたいと思いますので、意見として申し上げます。

【事務局】

はい、承知しました。

【榮委員】

空き家の利活用のところですが、子育て支援に空き家を活用しますと言ったときには、熊本市には各区や市街地、市街化調整区域など様々ありますが、どちらかというと田舎に空き家が多いです。田舎に空き家がたくさんあるからそちらに予算をかけてしまうと中心部に予算がなくなるみたいな話になるのもあるのかと思ったのですが、この地区は強化するというようなエリアを決めたら良いのではないかと思います。どうでしょうか。

【事務局】

エリアでの強化というようなことで考えるときには、地域にまず当課が入り込んで熟度が高い地域をモデル地区として何か施策を打つなどを考えていきたいと思っているところです。まずこの対策計画を改定してから検討していくものと考えます。

#### 【大久保委員】

私共、戸建の空き家ではないのですがアパートの空き室を国交省の補助金を使って子育て世帯向けに改修した経緯がありまして、特に独り親世帯の入居を目指しているのですが、やはり家賃が高くなると入居が難しくなるので、戸建てに独り親というのは結構難しいのかなという気がします。

もう1点は、結構学校区を気にされる方が多いので、子育て世帯の方については、地域というよりも学校区や保育園とかそういったところを非常に重視される方がいらっしゃるので、どちらかというところと活用できる物件というのは結構限られてくるのかと思います。子育て世帯等への新規の事業については、実際のニーズ辺りを十分把握していただいて、どういった形が1番良いのかというのを検討していただけたらと思います。

家賃について言いますと大体5万円を超えると独り親だと入居が難しい状況なので、改修して家賃をとるとするのは非常に厳しい状況があります。特に耐震改修をしてしまうとまず難しくなります。これは国の制度にも関わりますが、セーフティーネット住宅には耐震性がないと駄目という規定がありまして、これがネックになって日本各地なかなか改修が進まないというところがありますので、これは1自治体では難しいのですが、今後、例えば就寝室のみの耐震化など、いろんな形を検討しながら実際使えるような制度というのをモデル的にやっていったら良いと思いますので、その辺りは、先程植村委員からありましたように担当部局とも十分情報交換していただいて、本当に望まれている方々が利用しやすいような制度にしていいただければと思います。

#### 【小山委員】

大久保委員が今おっしゃったことはなるほどと思っております。といたしますのは熊本市の出生数が今大体6,000人ぐらいで止まっているわけですけれども、熊本市の校区は94ほどありますが、1年間通して出生数が0人のところもある一方で、1年間で100、200人生まれるところもあるということでものすごくその差が大きいです。こども局にお尋ねになりますと出生数というのは把握ができると思いますが、もう正直言いまして非常に（出生数の多い地域が）固まっているというのが現実問題としてあります。

子育て支援に空き家をされるということは非常に良いことですが、私もどうしても家賃が高いというような話を住民の方からとても聞きます。だから、せっかく提供されるのであれば、今大久保委員がおっしゃったようにやはり低料金でシングルマザーが払えるというような、そのような配慮も是非していただいて、不足する分を公的な機関で補っていただくというような、そのような配慮をしていただくと空き家をもっと活用ができるのではないかなというような気はしております。地域差が非常に大きいということを実感しております。

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【田中副会長】

今の一連のご質問、回答は基本方針2の利活用の部分と考えてよろしいですか。これを施策にする際に、エリア、地域の性格、実情をきちんと把握し、学校区だとか料金ということなどを踏まえて、望んでいる方にちゃんと住宅が行き渡るような的確な施策にして欲しいということですか。

【大久保委員】

管理不全になる前の空き家の色々な制度を考えられているかと思うのですが、本編にインスペクションの記載があり、実際資格としての既存住宅状況調査はかなり費用がかかるのでなかなか利用が難しいと思ひますので、例えば地域に専門家を派遣することがある場合など、もう少し簡便に安全性が説明できるようなチェックシートなどを考えていただく方が良いかと思ひます。

もう1点は計画に入っている内容ではないのですが、私共熊本地震を経験した後、地震後の安全性確認が非常に大変でした。空き家の場合、所有者が分からないので、災害後も多分放置された状況が非常に目立ってくると思ひますので、例えばその空き家で所有者不明の住宅等について、災害後の状況の把握なども今後、何か考えていた方が良くと思ひます。そのようにしないと、いつまでも道路に倒れっ放しとか隣の家に危ない状況とかいうことがありますので、所有者がいないところについては、なかなか行政等で対応しないと難しい面がありますので、災害後の空き家の対応とか、少しその辺りも今後考えていく必要があるかと思ひましたところですか。

【事務局】

災害後の安全確認に関しましては、先般の空家法改正により、特定空家等の前の段階となる管理不全空家等の追加が国から示され、行政から勧告すれば固定資産税の住宅用地特例が解除できるようになり、行政は指導を強化するという形になるのですが、所有者不明の空き家につきましても民法改正により行政が財産管理人の申立てができる、いわゆる利害関係に市がなれるという形になるため、この制度を利用して所有者不明の空き家をどうにかしていこうというところで、今後取り組んでまいる所存でございます。

【田中副会長】

一つ目の話はどうですか。

【事務局】

地域に入っていった際に、安全性を確認するチェックシートについての意見につきましては、空き家対策研究会の方で専門家団体へ意見を伺いながら検討していきたいと思ひま

す。

【田中副会長】

個人的にはこの資料3（概要版）8ページの成果指標設定が少し気になっていまして、やはりどのような視点で評価するかが検証などに繋がっていく重要な設定だと思うのですが、成果指標の項目や数値について、皆さんご意見あればお聞きしたいと思うのですがいかがでしょうか。

【田中副会長】

このような目標値というのは、この案では基本方針に対して一つずつ設定されていますが、複数設定するという事はないのですか。住宅審議会など見ていると複数設定して住生活基本計画において多視点的に評価しているのですが、これは一つずつでないといけないのでしょうか。

【事務局】

1つでないといけないということではありません。

【榮委員】

空き家の老朽度ランクAからEの評価はどのように出されているのですか。現に足を運んで調べているのか、固定資産税等の資料を見て出しているのか。

【事務局】

平成30年度に実態調査を行いまして、調査した空き家は全て現地にて目視調査を行っております。

【榮委員】

固定資産税等の資料を見ると、そもそも老朽化している空き家は評価が低いから固定資産税自体がかけられていないというところも結構あるかと思いましたが、見に行ったのか資料で調べたのか少し気になったものですから。

【事務局】

固定資産税の評価につきましては税部局で行っていますので、また違った視点での調査になるかと思えます。

【田中副会長】

そうしますと空き家の老朽度のランクは、あくまでも現物に対する評価ということですか。

【事務局】

はい。補足して申しますと昨年度、老朽度ランクのフォローアップ調査（抽出調査）を行ったところです。それにつきましてはこの5年間で老朽度がそこまで進行したというのは見られませんでした。概要版5ページの左下に載せているところです。

【大久保委員】

成果指標と関わると思うのですが、本編37ページに(2)「専門家団体、民間事業者等との連携」②「空家等管理活用支援法人の指定の検討」が新規で入っていますが、この文書について、もう少し詳しく説明が可能ならしていただきたいと思います。こちら辺も成果指標に少し関わってくるのではないかという気がしましたものからです。

【事務局】

これにつきましては、先程空家法改正の施行日が決まったというところで報告させていただきましたが、それに伴って国から指針やガイドライン等が出されるということを伺っており、詳しいところは私共もまだ分かっておりません。今後、このような法人団体等の育成等も市で行っていきたいとは考えているところです。

【田中副会長】

なるほど。今の話は本編37ページの(2)②のことですよね。①(専門家団体による空き家相談体制の強化)は、この会議で前から話をしている京都を参考にした専門家と連携した空き家相談員制度ですよね。これはすごく良いのではないかなと思っているのですが、成果に加えていただくことは出来ないでしょうか。このような項目が成果指標になっていると、それが後押しになっていくと思うのですがいかがですか。

【事務局】

今の意見につきましては、事務局としても校区に1人なのか、2、3人置くのかということをご議論している最中ですので、できれば今後示させていただきたいと考えております。

【田中副会長】

分かりましたご検討ください。

【須本委員】

成果指標の利活用の部分で、空き家バンクの登録状況が目標指標となっているのですが、実際成約に繋がった件数とか、バンク登録件数だけではなく実際に動いたことで流通したという結果の値を含めた方がより説得力のある目標値になるのではないかと思います。

また、先程大久保委員からも話がありましたが、私も先日居住支援協議会に参加させていただいて、家賃が問題で住みたいけど住めないという人が結構いるということを会に参加した時に思いました。例えばシングルマザーであるとか、生活保護受給者であるとか、所得が低いことで家賃が払えないけれども本当は自分で自活したいという人は、数は少ないかもしれませんが実際にいると思います。

今回この空き家について一つメリットとして考えるとすれば、例えば、築年数が古くて家賃を下げざるを得なくなることは、貸す方としてはかなり不利な状況になってくるのですが、借りる方としては家賃が安いから空き家を選択したいという方もいるかもしれないと思います。ただ、さっき言ったように築年数が古いとどうしても不利になるところは設備関係が古くなってしまうこと。水回りとか特にそうなのですが、子育て世帯もそういうところを嫌がってくる実情がある。じゃあ、そういうところにリフォームの費用をかけることができれば、本当は安く貸すこともできるかもしれないのですが、その要件が耐震化で、設備以外のところにお金を使わないといけないことになるとうとう家賃にはね返ってしまうような状況があるのであれば、今後そのリフォームにかかる補助というのが、単純に耐震化することを前提とするとかではなくて、低家賃で借りれるような最低限のリフォーム補助というのも、本来市として国や県が補助していない部分を補助メニューとして加えるというのもありなのかと思っております。これは、一意見として、述べさせていただけたらと思います。

#### 【事務局】

空き家バンクの成約件数等の実数については、今日は手元に持ち合わせていないものですからお答え出来ませんが、成果指標（案）に挙げています10件というのがこれまでの実績からはじき出した数字でございます。

それからリフォーム補助につきましては、先程から貴重なご意見をいただいているところですが、住宅政策として当然市として考えていかなければならない部分かと思っておりますので、所管は住宅政策課というところになります。そちらとの連携を深めながら検討してまいりたいと考えているところです。

#### 【大久保委員】

本編36ページの「4.連携体制の強化」についてですが、(1)「地域との連携」の①「空家等対策に課題のある地域への活動支援」が新規ということで、文章中「将来的に空家等の発生増加が予測される地域など、課題のある地域に対して…」というところで、1つは空家対策についてある程度熟成された地域というのもそうなのでしょうが、将来の住宅政策を考えると、今人が住んでいて将来大量に空き家が増えるであろう地域にも対応する必要があると思います。他の委員会でも発言したのですが、後期高齢者が住んでいる地域が10、20年後に空き家が増えたという事実が、熊本市が作成したデータに出てきましたので、そのような年齢階層別の地域の状況とかも踏まえながら、早めに手を打たないといけない地

域には、地域の情勢が始まる前に自治会等を通じて関わっていかないとどうしようもなく  
なると思いますので、ここの活動支援については色んな形を考えながら、住宅政策を含めた  
形で中長期の視点で考えていただければと思ったところです。

**【事務局】**

空家等対策計画の上位計画である住生活基本計画が来年度改定されますので、今おっし  
やられた部分につきましてはそちらの方で当然検討される話でございます。私からも住宅  
政策の所管である住宅政策課に申し伝えたいと思います。

**【本田委員】**

先程本編37ページの拡充の件でも出てまいりましたが、この「専門家団体による空き家  
相談体制の強化」については、ここ数回の協議会でよくこの話題が出てくるかと思ひます。  
私もこの立場的に、身近にこのような相談のハードルを下げるような相談窓口があったら  
良いと思っていたのですが、例えば、何年の何月までにこういうのを整えるとかいう日程を  
計画に取り込むということは出来ないのでしょうか。

**【事務局】**

非常に厳しいことだと思います。

**【田中副会長】**

何で厳しいのですか。

**【事務局】**

目指すという部分では揺るぎないのですが、8年かけて実施する計画という捉え方にな  
ります。具体的な部分では、空き家対策研究会の委員からの了解は得ているところではあり  
ますが、まだ関係団体への説明が終わってないということでもありますので、それらを踏  
まえてからということになります。

**【田中副会長】**

でもロードマップを示さないと目指せないと思うので、中長期的な計画を作られた方が  
良いと思います。

**【大久保委員】**

市に対してではないのですが、地域に入っていく時によく学生の方と一緒に協力しなが  
ら行われる取組みがあると思うのですが、今後、県立大学や熊本大学などで、空き家に興味  
がある学生とかと一緒に活動するようなことは何か考えられないのかと思ひまして。

【大日方委員】

はい、考えられるとは思いますが。ただ、私は法学部なのですが、法学部といっても学部内に政治、経済学もあり、空き家という特定のものだけではなく、商店街などの地域という単位で住環境みたいなことを含めてということはあるかとは考えております。

【植村委員】

全国に募集されて、若い方にまちづくりの中に入れていただいた取組みがあるというのを聞いたことがあります。西区役所の懇話会の中で話されたのだと思います。空き家を対象にしていたのではないかと思います。全国に募集されているから京都とか東京から来られていたと思います。

【事務局】

河内地区に地域おこし協力隊が入っているのは聞いております。

今大久保委員からありました産学共同については、北区で大学と民間団体が連携している取組みがあると聞いております。

【田中副会長】

最近色々な動きがありますので、本当は何かそういう動きを市がちゃんと把握していて、紹介や広報するなどそのような関係ができると良いですね。

【事務局】

今の本編の43ページの実施体制図の中に大学との連携という形でも謳わせていただいております。

【田中副会長】

はい。分かりました。謳うのはすぐできるのですが、どう動かすかですね。

【田中副会長】

計画改定の素案に対する意見のまとめです。

いくつかのポイントに整理できると思いますが、まずはこの協議会で大きく提言した「連携体制の強化」です。これに関して、具体的な取組がどのようにこの「連携体制の強化」によって繋がり、どのような動きになるかという関係です。この基本方針1から3と4の関係というのが、どのような繋がりによってどのような動きになって、後押しというものが生まれるかということ整理していただきたいのと、表現していただきたいということが大きくあります。

その中で、例えば子育て世帯と空き家をどのように結びつけるかということだとか、あと災害後の空き家の状況の把握という話もございましたし、高齢者が多い地域の将来予測な

どによる地域への活動支援については住宅政策も含めてというような話がありましたので、そのようなことを含めて今の連携強化というのを実効化するようなことを図っていただきたいと思います。

さらに、成果指標に繋がりますので、それがきちんと検証できるような成果指標の設定というものを是非ご検討いただきたいというのが大きな話だったと思います。

また、基本方針2の空き家の利活用に関して、空家等活用促進区域指定の検討がありますが、これに関してもう少し郊外部といいますか、都市部だけではなくて市街化調整区域など田舎に空き家が多いのではないかというご意見ありましたが、そのようなエリア設定であるとか、あと学校区なども含めて地域の実情に見合った施策の検討をしていただき、結果的に望まれている方にきちんと住宅が行き渡るような施策にしていきたいということが大きくあったと思います。

それと、成果指標の中で、空き家相談体制の強化というのは前からこの協議会で是非積極的に導入いただきたいというご意見がありましたので、これも中長期的な計画を是非検討いただいて実行化できるような運びになるようにしていただきたいというご意見もあったと思います。

その他、大学との連携なども重要なことですから、単に空き家ということだけではなくて商店街などという話もありましたが、地域という視点で色々な団体や課と連携しながらご検討いただきたいということだったと思います。

そのようなところだったと思います。様々なご意見などいただきありがとうございます。それでは議事が終了しましたので事務局にお返しします。

#### 【事務局】

本今日貴重なご意見をたくさんいただきましたので、今後12月議会に素案を示させていただきます。その後パブリックコメントも出す予定ですので、いただいた意見を含めて、できるだけ期待に沿えるように計画の中に示していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。今後、2月に協議会を開く予定ですので、そこでお示しできればと思います。

#### 【司会】

それでは次第6の事務連絡に移ります。

事務局より今後の予定につきましては今触れましたが、流れとしては、来月開会予定の市議会へまず説明させていただき、年末か年明け位にパブリックコメントを開始させていただこうと思っています。パブリックコメント実施後に、その意見を踏まえまして最終案をまとめさせていただき、2月頃予定している協議会にかけさせていただくように進めさせていただきたいと思っております。

また、本日の議事録につきましては、後日、本市ホームページに掲載予定ですので、議事録署名人として議長の田中副会長に加え、須本委員と榮委員の指名をいただきましたので、事務局で議事録を作成次第、署名者の方々にはご連絡をさせていただいて承認いただき、他

の委員の皆様にもお知らせさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第12回熊本市空家等対策協議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

## 第12回熊本市空家等対策協議会出席者一覧

	氏名
出席者	田中 智之 副会長
	植村 米子 委員
	大久保 秀洋 委員
	大日方 信春 委員
	小山 登代子 委員
	金田 昌弘 委員
	榮 章二 委員
	須本 孝幸 委員
	田中 之博 委員
	原 彰宏 委員
	辻 直樹 委員
	本田 睦子 委員
	宮本 智 委員
欠席者	大西 一史 会長
	糸田 由子 委員
	井口 由美子 委員
	坂口 豊一 委員
	松本 尚子 委員